

## 天皇の退位等についての意見

平成29年2月20日  
自由民主党

1. 今上陛下が長年、象徴としての御活動を大切にされている一方、御高齢になられ、これまでのように御活動を行うことに困難を感じておられること、その御心労に国民が共感し、理解し、その御負担をどうにか軽減できないかと考えている現状を踏まえれば、退位について対応する必要がある。
2. 退位については、(1) 将来の全ての天皇を対象とする場合、(2) 今上陛下一代限りとする場合の2つのケースが考えられる。
  - (1) 将來の全ての天皇を対象とする場合については、どこまで将来の予見可能性があるか、また、要件を設定することが必要であるが、詳しく書くことが困難で、漠然としたものになる場合、それを恣意的に使われないか、といった懸念が指摘されている。
    - また仮に具体的に要件を設定する場合、天皇の意思を要件とすると、憲法に反するのではないか、年齢を要件とするにしても、年齢は非常に幅広い概念で一律に決めにくい、さらに、職務遂行能力を要件とすると、世襲制との整合性をどうするのか、といった課題がある。
    - 現時点において、これらの課題の克服や適切な要件の設定は極めて困難であると考えられる。
  - (2) 一方で、今上陛下一代限りとする場合についても、高齢社会は今後も続くので、安定的な皇位継承をどのように確保していくのか、また、今回、要件を設定しないこととすると、今後恣意的に運用されるのではないか、といった課題がある。
    - しかし、今後の高齢化社会の進展と安定的な皇位継承は、直面する天皇の退位に対応した上で、別途、慎重に検討すべき課題と考えられる。
    - また、一代限りとする場合であっても、これが将来の先例になるとということは否定できないが、その時点の状況を的確に踏まえた慎重な判断と立法手続きにより、恣意的運用は十分回避可能であり、むしろその時点の国民の総意が反映されるものと考えられる。
3. 以上の観点から、現時点において天皇の退位は今上陛下一代に限った対応とすることが望ましいと考えられる。
  - その際、現行憲法及び皇室典範と今回の立法措置の関係を明確にする必要がある。また、立法にあたっては、今回の対応の趣旨や必要となる手続きの明記など、法案の内容への十分な配慮を求める。

以上